

	制定	官鉄保第127号 貨技第144号 平成2年12月27日
一部改正		鉄保第4号 自環第1号 平成3年7月1日
一部改正		鉄保第147号 自環第290号 平成9年12月24日
一部改正		鉄保第179号 自環第309号 平成13年1月5日
一部改正		国鉄技第43号 国自環第126号 平成13年6月29日
一部改正		国鉄技第129号 国自環第191号 平成14年12月3日
一部改正		国鉄技第120号 国自環第180号 平成16年12月24日
一部改正		国鉄技第29号 国自環第45号 平成17年5月27日
一部改正		国鉄技第131号 国自環第187号 平成17年12月1日
一部改正		国鉄技第8号 国自環第16号 平成20年5月30日
一部改正		国鉄安第30号 国自環第71号 平成23年7月1日
一部改正		国鉄安第26号 国自環第127号 平成24年9月14日
一部改正		国鉄安第72号 国自環第210号 平成26年2月19日
一部改正		国鉄安第93号 国自環第235号 平成26年3月25日
一部改正		国鉄安第56号 国自環第145号 平成26年12月26日
一部改正		国鉄安第87号

	国自環第156号 平成31年2月28日
一部改正	国鉄安第73号 国自環第112号 令和元年12月24日
一部改正	国鉄安第76号 国自基第123号 令和2年12月18日
一部改正	国鉄安第42号 国自基第81号 令和5年9月27日
一部改正	国鉄安第28号 国自基第45号 令和6年6月28日

運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官
運輸省貨物流通局長

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等
車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）

今般、放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令（平成2年運輸省令第34号）、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号）が制定され、平成3年1月1日から施行されます。この施行に当たり、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条の2第2項に規定する確認の申請、放射性同位元素等車両運搬規則第18条の承認の申請及び放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和56年運輸省令第24号）第3条の承認の申請についての実施細目については、別添1「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の2第2項に規定する確認の申請、核燃料物質等車両運搬規則第22条に規定する運輸大臣の指定の申請、同令第19条の承認の申請及び核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和61年運輸省令第37号）第3条の承認の申請についての実施細目については、別添2「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、それぞれ定め、平成3年1月1日以後の運搬について適用することとしたので、関係者に対する周知徹底方をお願いします。

なお、「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」（昭和56年5月18日付け鉄保第71号、鉄運第60号、自安第117号）及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の制定等について（依命通達）」（昭和61年11月25日付け官鉄保第93号、貨技第124号）は、廃止します。

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する確認の申請、規則第18条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成17年国土交通省令第60号）第2条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 規則第2条第2項関係

(イ) 荷送人は、核燃料輸送物又は放射性輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の核燃料輸送物又は放射性輸送物に付された標識が見えにくい場合には、オーバーパックに係る基準を満足させるように努めること。

(ロ) 「タンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク車（自動車及び鉄道車両）におけるタンクであって、気体、液体、粉体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に凝固した固体を収納するものをいう。

(2) 規則第3条、第4条第3項、第15条、第15条の2、第18条第2項及び第3項関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、運搬に同行する警察官等はこれに含まれない。

(3) 規則第6条第2項（告示第2条）、第10条第2項（告示第9条）関係

「非固定性汚染」とは、通常の手配時において、はく離するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう。

(4) 規則第8条関係

(イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているものにあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める標識を付すこと。

(ロ) 荷送人は、L型輸送物の運搬を委託する場合には、運送状の品名の欄に「L型輸送物（放射性）」等と表示する等により、L型輸送物（放射性）の運搬を委託する旨を明らかにし、運搬に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。

(ハ) 第2項の総重量、「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。

(ニ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「I

P-3型」又は「TYPE IP-3」の文字の表示については、本邦内のみを運搬されるものにあつては、「A型」、「BM型」、「BU型」、「IP-1型」、「IP-2型」又は「IP-3型」と、本邦外を運搬されるもの（本邦外を運搬されるために、その経路上本邦内を運搬されるものを含む。以下同じ。）にあつては、「TYPE A」、「TYPE B (M)」、「TYPE B (U)」、「TYPE IP-1」、「TYPE IP-2」又は「TYPE IP-3」と、それぞれ、表示するように努めること。

(ホ) 第7項のコンテナ標識に係る国連番号は、大型コンテナによる国際複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。

(5) 規則第8条第7項（告示第7条第2項）関係

「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル以上であることをいう。

(6) 規則第10条第1項関係

運搬に従事する者に対する線量が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大線量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

(イ) 放射性同位元素等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベッド等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フィルム（ガラス）バッジ等による測定結果

(7) 規則第10条第2項関係

汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射性同位元素等の漏えい等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両について、汚染の検査を行うこと。

(8) 規則第10条第2項（告示第9条）関係

「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9) 規則第11条第2項関係

車両標識に係る国連番号は、同一の車両に積載された状態で本邦外を運搬する場合に、表示するものである。

(10) 規則第11条第3項関係

前部及び後部に備える赤色灯は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点灯を確認できるものであること。

(11) 規則第13条関係

(イ) 携行する書類（電子媒体であつて、輸送中に利用可能であるものを含む。）は、各運搬物に関する次の事項についての記載を含むものであること。ただし、本邦内のみを運搬されるものにあつては、1) から4) までの事項及び12) の事項における英語の文字について、専用積載で運搬されないものにあつては、14) から18) までの事項について、それぞれ、省略することができる。

1) 運搬する放射性同位元素等の品名に応じた国連番号

2) 運搬する放射性同位元素等の告示別表に定める品名

3) 国連分類番号「7」

4) 2) の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL（放射性物質）」という文字

5) 運搬する放射性同位元素等の名称（主な核種の記号）

6) 運搬する放射性同位元素等の物理的及び化学的性状についての記述（当該放射性同位元素等が特別形放射性同位元素等である場合には、その旨の記述でよい。）

- 7) 運搬する放射性同位元素等のベクレル (Bq) 単位で表された放射能の量の合計
- 8) 放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクの分類 (第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか。)
- 9) 放射性輸送物、低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数
- 10) 放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号 (容器承認番号、積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等)
- 11) オーバーパック又はコンテナに放射性輸送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーパック又はコンテナについての詳細な記述 (収納され、又は包装された放射性輸送物及びオーバーパックの個数、オーバーパック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された放射性同位元素等のベクレル (Bq) 単位で表された放射能の量の合計、オーバーパック又はコンテナの分類 (第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか。)、オーバーパック又はコンテナの輸送指数、オーバーパック又はコンテナに係る承認番号 (積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等)、その他必要な事項)
- 12) 運搬物が専用積載で運搬されなければならない場合には、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT (専用積載による運搬)」の文字
- 13) LSA-II、LSA-III、SCO-I及びSCO-IIについては、 A_2 値の倍数で示した全放射エネルギー。ただし、 A_2 値が無制限である放射性同位元素については、 A_2 値の倍数をゼロとすること。
- 14) 運搬方法 (運搬車両、積付け方法等) に関する事。
- 15) 運搬経路に関する事。
- 16) 運搬関係者 (荷送人、荷受人、運送人等) の氏名等
- 17) 駐車中の見張人に関する事 (道路輸送に限る。)
- 18) 輸送物の受渡し地点及びその予定時刻
- 19) 運搬中の連絡通報に関する事及び緊急時における当該運搬物に必要な措置
当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明がなされ、かつ、輸送物引き渡しまでに荷受人にも提供されるものであること。
荷送人及び運送人は、当該書類の写し (電子情報として保存されている場合にあっては、印刷物として複製可能であるものに限る。) を1年間保管すること。
- (ロ) L型輸送物を運搬する場合にあっては、当該輸送物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行するよう努めること。
- (12) 規則第14条関係
放射性輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して通行の安全を確保するための規定である。本規則の実施に当たっては、次によること。
 - (イ) BM型輸送物又はBU型輸送物を運搬する場合にあっては、「危険物の規制に関する規則」(昭和34年総理府令第55号) 第47条の2の規定に準ずること。
 - (ロ) 放射性輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (平成元年2月9日労働省告示第7号)」に準拠すること。
なお、放射性輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。
- (13) 規則第15条関係
「関係者以外の者が当該放射性輸送物に近づくことを防止する措置」とは、次に掲げるいずれかの措置とする。

- (イ) 見張人の配置又は十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラ等により当該放射性輸送物等を監視し、関係者以外の者が近づいた場合は注意を呼びかけること。
 - (ロ) 非開放型のコンテナ又は非開放型車両に施錠して運搬すること。
- (14) 規則第15条の4（告示第11条の3）関係
- (イ) 告示第11条の3第4号の「その他国土交通大臣が必要と認める事項」は、次に掲げる事項とする。
 - 1) 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する事項（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第24条の2の8第1項の表第1号又は同表第2号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物の運搬に従事する者に限る。）
 - 2) その他必要と認められる事項
 - (ロ) 教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。
 - (ハ) 教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記録し、1年間保存すること。
- (15) 規則第16条第2項関係
- 「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
- (イ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者
 - (ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者
 - (ハ) 放射性同位元素等規制法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状を有する者
 - (ニ) 放射性同位元素の取扱いに関し、(イ)から(ハ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (16) 規則第16条の2第1項第1号関係
- (イ) 施行規則第24条の2の8第1項の表第1号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物（以下「強化セキュリティ輸送物」という。）は非開放型の車両（バン型自動車、有がい貨物車又は有がい貨物車と同等の措置を講じた車両をいう。以下同じ。）又は非開放型のコンテナに積載して運搬すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のための施錠と同等以上の措置を講じた場合、当該輸送物（取扱単位毎）の重量が2,000キログラムを超える場合又は放射線障害を防止するための措置に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。
 - (ロ) 運搬中に積替え等のため強化セキュリティ輸送物を一時保管する場合には、保管室又は保管庫に保管し、その扉には施錠を施すとともに、監視カメラ等を設置し監視すること。
- (17) 規則第16条の2第1項第2号関係
- 非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載して運搬する場合は、放射線障害を防止するための措置に支障がない範囲において強化セキュリティ輸送物が見えないようにカバー等で覆うこと。
- (18) 規則第16条の2第1項第3号関係
- 強化セキュリティ輸送物を運搬する車両について、盗取が行われることがないように適切な方法により、当該車両の盗取を防止する措置を講じること。
- (19) 規則第16条の2第1項第4号関係
- 「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、運搬責任者及び運搬実施者については、2.(19)を参照のこと。
- (イ) 運搬する車両及び伴走車両がある場合には車両ごとに相互に連絡通報を行うこと

ができること。

- (ロ) 運搬中、運搬責任者が電話等により、運搬実施者から連絡を受ける場所（以下「指定連絡場所」という。）を指定すること。
- (ハ) 指定連絡場所へ連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定めること。
- (ニ) 2つ以上の通信設備を設けること。

(20) 規則第16条の2第1項第5号関係

- (イ) 規則第16条の2第1項第5号に定める放射性輸送物の運搬に関する責任者（以下「運搬責任者」という。）は運搬の実務上の責任者であって、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。
- (ロ) 運搬責任者は、実際に運搬に従事する者（以下「運搬従事者」という。）のうちから当該運搬従事者を統括する者（以下「運搬実施者」という。）を選任すること。
- (ハ) 運搬責任者は運搬実施者に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。
 - 1) 運搬開始前に強化セキュリティ輸送物及び運搬車両に対し、不正な改造及び不審物の有無について検査させること。
 - 2) 運搬開始前、積替え時及び到着時には、強化セキュリティ輸送物の施錠又は封印及び非開放型の車両の荷室若しくは非開放型のコンテナの施錠に異常がないことを点検すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合の当該輸送物の施錠又は封印の確認については、当該車両の荷室若しくはコンテナの施錠の確認をもって代えることができる。
 - 3) 規則第13条に定める「書類」を携行させること。
 - 4) (18)(ハ)の連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。
 - 5) 駐車時及び停車時においては、強化セキュリティ輸送物を連続的に監視すること。ただし、非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載して運搬する場合はこの限りでない。
 - 6) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。
 - 7) 強化セキュリティ輸送物の盗取又は所在不明が発生した場合に、その発生を検知し、問題が発生した場所及び時期を特定するため、適切な方法（バーコード入力による追跡システム又はマニフェスト等）により当該輸送物の追跡管理を行うこと。ただし、運搬責任者が運搬実施者から連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定め、連絡を受けることにより盗取又は所在不明となった場所及び時期を特定することが可能な場合は、この限りでない。
 - 8) 強化セキュリティ輸送物を積載した車両が盗取された場合に、当該車両の現在位置を特定することができるよう適切な方法により追跡管理を行うこと。ただし、当該盗取が発生し、又は発生するおそれがある場合に、治安当局等関係機関へ通報できるよう2人以上の運搬従事者（運搬実施者、同行する専門家及び見張人を含む。）により運搬する場合は、この限りでない。
 - 9) 運搬実施者及び運搬従事者（同行する専門家及び見張人を含む。）に、運搬に従事する間、本人であることが確認できる公的機関が発行した顔写真付きの証明書等を携帯させること。

(21) 規則第16条の2第1項第6号関係

(イ) 運搬責任者は見張人に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。

1) 輸送中においては、積載車両を連続的に監視すること。

2) 輸送中の駐車時及び停車時においては、強化セキュリティ輸送物を連続的に監視すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合、当該車両の荷室若しくはコンテナの確認をもって代えることができる。

3) 放射性輸送物等の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合は、運搬責任者に通報すること。

(ロ) 「見張人の配置と同等以上の措置」とは、次に掲げるいずれかの措置とする。

1) 十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラ等により監視し、関係者以外の者が近づいた場合は、当該放射性輸送物に近づかないように警告すること。

2) 運搬途中において計画的に駐車及び積替えを行わず、非開放型のコンテナ又は非開放型の車両に施錠して運搬すること。

(22) 規則第16条の2第1項第7号関係

強化セキュリティ輸送物の盗取、当該輸送物の取扱いに対する妨害行為若しくは当該輸送物を運搬する車両若しくは特定放射性同位元素の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為に迅速に対応するため、治安当局とあらかじめ打ち合わせを行った上で、次の事項に考慮した緊急時対応計画（規則第16条の2第1項第7号に規定する計画をいう。以下同じ。）を作成すること。

(イ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

(ロ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な具体的な措置に関すること。

(ハ) 応急措置の実施に関すること。

(ニ) 被害拡大防止に関すること。

(ホ) 緊急時の対応措置を確実に実施するための運搬従事者に対する教育及び訓練に関すること。

(ヘ) 核セキュリティ文化の醸成（経営責任者の関与を含む。）、品質保証及び持続可能性プログラムに関すること。

(23) 規則第16条の2第1項第8号関係

次に掲げる特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項については、当該事項の範囲及び業務上知り得る者を指定し、かつ、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

(イ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

(ロ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

(ハ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

(ニ) 見張人による監視に関する詳細な事項

(ホ) 緊急時対応計画に関する詳細な事項

(ヘ) 強化セキュリティ輸送物の運搬に関する詳細な事項

(24) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第1号関係

(イ) 施行規則第24条の2の8第1項の表第2号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物（以下「基礎的セキュリティ輸送物」という。）は非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載して運搬すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のための施錠と同等以上の措置を講じた場合、当該輸送物（取扱単位毎）の重量が2,000キログラムを超える場合又は放射線障害を防止するための措置に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

- (ロ) 運搬中に積替え等のため基礎的セキュリティ輸送物を一時保管する場合には、保管室又は保管庫に保管し、その扉には施錠を施すとともに、監視カメラ等を設置し監視すること。
- (25) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第2号関係
非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載して運搬する場合は、放射線障害を防止するための措置に支障がない範囲において基礎的セキュリティ輸送物が見えないようにカバー等で覆うこと。
- (26) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第3号関係
基礎的セキュリティ輸送物を運搬する車両について、盗取が行われることがないよう適切な方法により、当該車両の盗取を防止する措置を講じること。
- (27) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第5号関係
- (イ) 運搬責任者は運搬の実務上の責任者であって、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。
 - (ロ) 運搬責任者は、運搬従事者のうちから運搬実施者を選任すること。
 - (ハ) 運搬責任者は運搬実施者に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。
 - 1) 運搬開始前に基礎的セキュリティ輸送物及び運搬車両に対し、不正な改造及び不審物の有無について検査させること。
 - 2) 運搬開始前、積替え時及び到着時には、基礎的セキュリティ輸送物の施錠又は封印及び非開放型の車両の荷室若しくは非開放型のコンテナの施錠に異常がないことを点検すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合の当該輸送物の施錠又は封印の確認については、当該車両の荷室若しくはコンテナの施錠の確認をもって代えることができる。
 - 3) 規則第13条に定める「書類」を携行させること。
 - 4) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。
 - 5) 基礎的セキュリティ輸送物の盗取又は所在不明が発生した場合に、その発生を検知し、問題が発生した場所及び時期を特定するため、適切な方法（バーコード入力による追跡システム又はマニフェスト等）により当該輸送物の追跡管理を行うこと。ただし、運搬責任者が運搬実施者から連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定め、連絡を受けることにより盗取又は所在不明となった場所及び時期を特定することが可能な場合は、この限りでない。
 - 6) 運搬実施者及び運搬従事者（同行する専門家を含む。）に、運搬に従事する間、本人であることが確認できる公的機関が発行した顔写真付きの証明書等を携帯させること。
- (28) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第8号関係
放射性輸送物の運搬経路に関する詳細な事項とは、基礎的セキュリティ輸送物の運搬経路における経由地点、区間、キロ程、路線名、所要時間等をいう。
- (29) 規則第18条関係
- (イ) 第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該放射性輸送物、オーバーパック、コンテナ又はタンク（以下「運搬物」という。）に近づくことを防止する措置」とは、有がい車両（バン型自動車、有がい貨車等をいう。）の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両（開放型の車両をいう。）に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で覆い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の措

置をいう。この場合において、当該ケージの表面は車両表面とみなす。

(ロ) 第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、発地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取り卸し、運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第19条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、次の要領で放射性同位元素等規制法第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の確認を受けること（放射性同位元素等規制法第41条の19に規定する登録運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

(1) 第1号様式による放射性輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。原則として申請者は、荷送人と運送人との連名によるものとする。ただし、荷送人と当該輸送物についての責任を有する者とが異なる場合、当該輸送物についての責任を有する者も申請者とする。

(2) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

4. 特別措置運搬承認申請書

規則第18条第1項から第3項までの規定に基づき、放射性同位元素等、放射性輸送物等又は低比放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、第2号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

5. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、施行規則第18条の17第3項に規定する容器については、一括して申請することができる。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

- (イ) 運搬中、移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。
- (ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。
- (ハ) 放射性同位元素等規制法第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく国土交通大臣の確認を受けたものと輸送容器及び固縛方法等が同一であって、国土交通大臣が規則等で定める技術上の基準に適合すると認められたもの。
- (ニ) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。

(3) 承認証の交付

積載方法承認を行ったときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該申請に当たっては、必要に応じ積載方法等に関し条件を付すことができる。

(4) 変更届

積載方法承認に係る次に掲げる変更があった場合には、積載方法承認を受けた者はその旨を国土交通大臣に届け出ること。この場合において、(イ)に掲げる変更については、変更があった日から30日以内に、(ロ)及び(ハ)に掲げる変更については、あらかじめ国土交通大臣へ届け出ること。

(イ) 積載方法承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所

(ロ) 積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合（変更前と積載方法が同等である場合であって、次に掲げるいずれかの変更に限る。）

1) 変更前の車両と同一の型式の車両に変更する場合

2) けん引自動車を変更前の車両と異なる型式のけん引自動車に変更する場合

3) 国際海上コンテナ（ISO規格の20フィートコンテナに限る。）をツイストロックにより固定して輸送することができる構造を有する被けん引自動車（以下「コンテナセミトレーラ」という。）を変更前の車両と異なる型式のコンテナセミトレーラに変更する場合

(ハ) 積載方法承認に係る承認容器の容器承認書番号及び容器登録番号に変更があった場合（変更前と積載方法が同等である場合であって、次に掲げるいずれかの変更に限る。）

1) 変更前の承認容器と容器型式個別番号並びに設計・仕様及び構造が同一の容器であって、施行規則第18条の17（同規則第24条の2の7の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく容器承認の申請を行い、原子力規制委員会より同規則第18条の18（同規則第24条の2の7の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき新たな容器承認書の交付を受けた場合

2) 施行規則第18条の19第2項（同規則第24条の2の7の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく使用期間の更新申請を行い、原子力規制委員会より同条第3項（同規則第24条の2の7の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、原子力規制委員会より新たに容器承認書の交付を受けた場合

3) 施行規則第18条の20第1項（同規則第24条の2の7の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき容器承認書の変更届出を行ったことにより、原子力規制委員会より変更の容器承認書の交付を受けた場合

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記 載 事 項	記 載 要 領 等
<p>1. 運搬の目的</p> <p>2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置(規則第18条第1項の規定に基づく承認申請のみ)</p> <p>3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、規則第18条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明(規則第18条第2項の規定に基づく承認申請のみ)</p> <p>4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬する場合には、規則第18条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況(規則第18条第3項の規定に基づく承認申請のみ)</p> <p>5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所</p> <p>6. 運送人の氏名又は名称及び住所</p> <p>7. 予定運搬日時</p> <p>8. 予定運搬経路 (1) 発地、着地、経路及び距離 (2) その他</p> <p>9. 運搬しようとする放射性輸送物 (1) 放射性輸送物の型式又は名称及び主要諸元</p>	<p>○ 運搬する放射性同位元素等の用途、発着地等を簡略に記載すること。</p> <p>○ 法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ 法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ (2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「放射性輸送物」とあるのは「放射性同位元素等、放射性輸送物又は低比放射性同位元素等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p>

<p>(2) 放射性輸送物の種類</p> <p>(3) 収納し、又は包装する放射性同位元素等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(4) 放射性輸送物の線量当量率</p> <p>(5) 放射性輸送物の輸送指数</p> <p>(6) 放射性輸送物に貼付する標識及び行う表示</p> <p>(7) 放射性輸送物の個数</p> <p>(8) 放射性輸送物の基準適合状況</p> <p>(9) 放射性輸送物取扱上の注意事項</p> <p>(10) 放射性輸送物の外観図及び構造図</p> <p>10. オーバーパックの概要</p> <p>(1) オーバーパックの名称及び主要諸元</p> <p>(2) 収納し、又は包装する放射性輸送物の型式又は名称、個数及びオーバーパックへの収納又は包装の方法</p>	<p>○ (2)については、IP-1、IP-2、IP-3、A、BM又はBU型輸送物のように記載すること。</p> <p>○ (3)については、放射性輸送物ごとに記載し、性状については、物理的、化学的狀態を記載すること。また、収納する放射性同位元素等が汚染物等である場合には、LSA-II、LSA-III、SCO-I又はSCO-IIの区分及びA₂値の倍数で示した運搬物の全放射能も記載すること。</p> <p>○ (4)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (6)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B (M)」、「BU型」、「TYPE B (U)」、「IP-1型」、「TYPE IP-1」、「IP-2型」、「TYPE IP-2」、「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また、国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (8)については、原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録運搬物確認機関」という。)又は原子力規制委員会の運搬物確認の番号及び輸送容器の登録番号を記載し、当該確認の写しを添付すること。 登録運搬物確認機関又は原子力規制委員会の運搬物確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。</p> <p>○ (10)の外観図は、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、オーバーパックごとに記載すること。</p>
--	---

<p>(3) オーバーパックの線量当量率</p> <p>(4) オーバーパックの輸送指数</p> <p>(5) オーバーパックに貼付する標識</p> <p>(6) オーバーパックの個数</p> <p>(7) オーバーパックの外観図</p>	<p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのかを記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)の「放射性輸送物及びオーバーパック」を「放射性同位元素等、放射性輸送物等又は低比放射性同位元素等」と読み替えて記載すること。</p>
<p>11. コンテナの概要</p> <p>(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する放射性輸送物及びオーバーパックの型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法</p> <p>(3) コンテナの線量当量率</p> <p>(4) コンテナの輸送指数</p> <p>(5) コンテナに貼付する標識</p> <p>(6) コンテナの個数</p> <p>(7) コンテナの外観図</p>	<p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、コンテナごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのかが及びコンテナ標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>
<p>12. タンクの概要</p> <p>(1) タンクの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する低比放射性同位元素等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(3) タンクの線量当量率</p> <p>(4) タンクの輸送指数</p> <p>(5) タンクに貼付する標識</p>	<p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、タンクごとに記載すること。名称については、L S A - I 又は S C O - I の区分も記載し、性状については、物理的、化学的性状を記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのかが及びコンテナ標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても</p>

<p>(6) タンクの個数 (7) タンクの外観図</p>	<p>記載すること。 ○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>
<p>13. 車両及び積載方法</p>	
<p>(1) 車両の概要</p>	<p>○ (1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。また、自動車検査証記録事項の写し(紙媒体の自動車検査証の場合にあっては、自動車検査証の写し)を添付すること。</p>
<p>(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法</p>	<p>○ (2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。</p>
<p>(3) 車両の線量当量率</p>	<p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p>
<p>(4) 車両に貼付する標識</p>	<p>○ (4)については、車両標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p>
<p>(5) 車両に積載する放射性輸送物、オーバーパック、コンテナ及びタンクの型式又は名称、個数並びに輸送指数及びその合計値</p>	<p>○ (5)については、車両ごとに記載すること。</p>
<p>14. 運搬実施体制</p>	
<p>(1) 運搬責任者、運搬実施者、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p>	<p>○ (1)において運搬責任者については氏名と連絡先を、運搬実施者については氏名を、同行する専門家については氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、規則第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</p>
<p>(2) 放射線管理要領</p>	<p>○ (2)については、車両、放射性輸送物、コンテナ等の線量当量率の管理、線量当量率、測定機器、保護具等について記載すること。</p>
<p>(3) 被ばく管理要領(規則第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ)</p>	<p>○ (3)については、運搬従事者の被ばく線量の測定、記録等の体制、その他被ばく管理に係る必要な事項を記載すること。</p>
<p>(4) 運搬要領</p>	<p>○ (4)については、運搬時における駐車要</p>

<p>(5) 荷役作業要領</p>	<p>領、踏切通過要領、梯団時の隊列による運行体制等を記載すること。</p> <p>○ (5)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。</p>
<p>(6) 事故時の措置</p>	<p>○ (6)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。</p>
<p>15. 放射線防護計画</p>	<p>○ 放射線防護計画の内容、その他必要な事項を記載すること。</p>
<p>16. 教育及び訓練</p>	<p>○ 運搬従事者に対する教育及び訓練の内容、その他必要な事項を記載すること。</p>
<p>17. 特定放射性同位元素の運搬に係る措置</p>	<p>○ (1)については、強化セキュリティ輸送物又は基礎的セキュリティ輸送物の別を記載すること。</p>
<p>(1) 放射性輸送物の種類</p>	<p>○ (2)については、放射性輸送物の施錠又は封印に関し記載すること</p>
<p>(2) 放射性輸送物の施錠、封印</p>	<p>○ (3)については、施錠方法及び鍵の管理について記載すること。</p>
<p>(3) 荷室又はコンテナの施錠</p>	<p>○ (4)については、車両の盗取を防止するための措置を記載すること。</p>
<p>(4) 車両の盗取防止</p>	<p>○ (5)については、非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載する場合の措置又は措置を講じられない理由を記載すること。</p>
<p>(5) 放射性輸送物の積載方法</p>	<p>○ (6)については、通信設備、指定連絡場所、連絡をすべき時間間隔又は場所等を記載すること。</p>
<p>(6) 連絡体制（強化セキュリティ輸送物に限る。）</p>	<p>○ (7)については、見張人の配置状況を記載すること。</p>
<p>(7) 見張人の配置（強化セキュリティ輸送物に限る。）</p>	<p>○ (8)については、緊急時対応計画を添付すること。</p>
<p>(8) 緊急時対応計画（強化セキュリティ輸送物に限る。）</p>	<p>○ (9)については、情報の管理方法の概要を記載すること。</p>
<p>(9) 情報管理</p>	<p>ただし、強化セキュリティ輸送物を運搬する場合にあっては、申請各社が別途定める情報管理方法を記載した書類等を添付すること。</p>
<p>18. その他</p>	<p>○ 運搬する放射性同位元素等が本邦外を運搬されるものである場合には、取扱要領本文2.(11)に掲げる携行書類の記載事項（以下「携行書類の記載事項」という。）のうち、1) から4) までの事項及び当該放射性同位元素等が専用積載で運搬されなければならないものである場合には、携行書類の記載事項のうち、12) の事項につ</p>

	いても記載すること。ただし、1. から14. までの記載事項の内容に含まれていない場合に限る。
--	---

備考

用紙は、日本産業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。

ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別表第2

記 載 事 項	記 載 要 領 等
<p>1. 申請書本文</p> <p>2. 運搬しようとする放射性輸送物の基準適合状況</p> <p>3. 承認を受けようとする積載方法</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 外観図</p> <p>(3) 固縛に使用する用具、架台等</p> <p>(4) 運搬に係る車両</p> <p>(5) 固縛作業</p>	<p>○ 申請書本文の様式は第3号様式によること。なお、申請者は、放射性同位元素等規制法18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認申請時の申請者又は同法第18条第3項の容器承認の申請者と同法第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。</p> <p>また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ 原子力規制委員会の容器承認の番号を記載すること。</p> <p>○ 図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。</p> <p>○ 主要な箇所には寸法を記入すること。</p> <p>○ 固縛に使用されるワイヤ、緊締金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。</p> <p>○ 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。</p> <p>○ 固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。</p> <p>○ 固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。</p>

備考

用紙は、日本産業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。
 ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。

別表第3

記 載 事 項	記 載 要 領 等
1. 車両に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運搬に使用される車両の主要諸元、車両性能及び積載方法の審査に必要な箇所の構造、装置の内容について説明すること。 また、自動車により運搬する場合は、運搬に使用される車両の自動車検査証の写しを添付すること。
2. 予定される運搬に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定される運搬に関し、速度、勾配、最小回転半径、通行の距離等について説明すること。
3. 強度計算書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定される運搬等において、運搬容器が容易に移動、転倒、転落等を起こさないことを説明すること。
4. 同一積載方法が繰り返し実施できることの説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一積載方法が繰り返し実施できることを具体的に説明すること。この場合、積付けに使用される機器、架台等の劣化についても言及すること。
5. 承認容器について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 承認容器の主要諸元、外観図及び承認を受けたこと証する書面を添付すること。
6. 国土交通大臣の確認の有無について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該運搬において、国土交通大臣による確認を受けている場合はその輸送物運搬確認証の写しを添付すること。
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他必要な事項がある場合は、その書面を添付すること。

別表第4 申請先

区 分	所 管 課
(1) 当該運搬が鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車によってなされる場合	鉄道局安全監理官
(2) 当該運搬が自動車若しくは軽車両によってなされる場合	物流・自動車局車両基準・国際課

第1号様式（放射性輸送物運搬確認申請書）

放射性輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の
金額の収入印紙
を貼り、消印しな
いこと。

国土交通大臣

殿

文書番号

年 月 日

申請者の氏名

又は名称

住 所

連 絡 先

別添の運搬計画書に記載する放射性輸送物の運搬につき、放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認をして戴きたく申請いたします。

第2号様式（特別措置運搬承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

国土交通大臣

殿

文書番号

年 月 日

申請者の氏名

又は名称

住 所

連 絡 先

放射性同位元素等車両運搬規則第18条第1項の規定に基づき、下記の放射性同位元素等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請文中「第18条第1項」は、当該申請が規則第18条第2項に基づく場合には、「第18条第2項」と、当該申請が規則第18条第3項に基づく場合には、「第18条第3項」と、第18条第1項及び第3項に基づく場合には、「第18条第1項及び第3項」等と書き換えること。

第3号様式（積載方法承認申請書）

積載方法承認申請書

国土交通大臣

殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令第2条の規定に基づき、下記の積載方法について承認して戴きたく申請いたします。

記

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号。以下「規則」という。）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第59条第2項に規定する確認の申請及び規則第19条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 規則第2条第2項関係

(イ) 荷送人は、放射性輸送物又は核燃料輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の放射性輸送物又は核燃料輸送物に付された標識が見えにくい場合には、オーバーパックに係る基準を満足させるように努めること。

(ロ) 「タンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク車（自動車及び鉄道車両）におけるタンクであって、気体、液体、粉体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に凝固した固体を収納するものをいう。

(2) 規則第3条、第4条第3項、第16条、第16条の2、第19条第2項及び第3項関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、運搬に同行する警察官等はこれに含まれない。

(3) 規則第7条第2項（告示第2条）、第11条第2項（告示第9条）関係

「非固定性汚染」とは、通常の見取り時において、はく離するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう。

(4) 規則第9条関係

(イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているものにあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める標識を付すこと。

(ロ) 荷送人は、L型輸送物の運搬を委託する場合には、運送状の品名の欄に「L型輸送物（放射性）」等と表示する等により、L型輸送物（放射性）の運搬を委託する旨を明らかにし、運搬に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。

(ハ) 第2項の総重量、「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。

(ニ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字の表示については、本邦内のみを運搬されるものにあつては、「A型」、「BM型」、「BU型」、「IP-1型」、「IP-2型」又は「IP-3型」と、本邦外を運搬されるもの（本邦外を運搬されるために、その

経路上本邦内を運搬されるものを含む。以下同じ。) にあつては、「TYPE A」、「TYPE B (M)」、「TYPE B (U)」、「TYPE IP-1」、「TYPE IP-2」又は「TYPE IP-3」と、それぞれ、表示するように努めること。

(ホ) 第7項のコンテナ標識に係る国連番号は、大型コンテナによる国際複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。

(5) 規則第9条第7項(告示第7条第2項)関係

「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル以上であることをいう。

(6) 規則第11条第1項関係

運搬に従事する者に対する線量が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大線量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

(イ) 核燃料物質等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベッド等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フィルム(ガラス)バッジ等による測定結果

(7) 規則第11条第2項関係

汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射性物質等の漏えい等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両について、汚染の検査を行うこと。

(8) 規則第11条第2項(告示第9条)関係

「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9) 規則第12条第2項関係

車両標識に係る国連番号は、同一の車両に積載された状態で本邦外を運搬する場合に、表示するものである。

(10) 規則第12条第3項関係

前部及び後部に備える赤色灯は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点灯を確認できるものであること。

(11) 規則第14条関係

(イ) 携行する書類(電子媒体であつて、輸送中に利用可能であるものを含む。)は、各運搬物に関する次の事項についての記載を含むものであること。ただし、本邦内のみを運搬されるものにあつては、1)から4)までの事項及び13)の事項における英語の文字について、省略することができる。

1) 運搬する核燃料物質等の品名に応じた国連番号

2) 運搬する核燃料物質等の告示別表に定める品名

3) 国連分類番号「7」

4) 2)の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL(放射性物質)」という文字

5) 運搬する核燃料物質等の名称(主な核種の記号)

6) 運搬する核燃料物質等の物理的及び化学的性状についての記述(当該核燃料物質等が特別形核燃料物質等である場合には、その旨の記述でよい。)

7) 運搬する核燃料物質等のベクレル(Bq)単位で表された放射能の量の合計(核分裂性物質にあつては、グラム単位又はその倍数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でもよい。)

8) 核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクの分類(第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付する

- か及び臨界安全指数標識の貼付。)
- 9) 核燃料輸送物、低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数
 - 10) 核分裂性物質にあつては、次の内容
 - i) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。）第23条第1項第1号から第6号のうちのいずれかが適用されているものは当該項目への言及
 - ii) 核燃料物質科学技術庁告示第23条第1項第3号から第5号のいずれかが適用されているものは核分裂性核種の合計重量
 - iii) 核燃料物質科学技術庁告示第23条の2第1号ハ(1)から(3)又は第2号のうちいずれかが適用されているものは当該項目への言及
 - iv) 核分裂性輸送物にあつては臨界安全指数
 - 11) 核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号（容器承認番号、特別措置に係る承認番号等）
 - 12) オーバーパック又はコンテナに核燃料輸送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーパック又はコンテナについての詳細な記述（収納され、又は包装された核燃料輸送物及びオーバーパックの個数、オーバーパック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された核燃料物質等のベクレル（Bq）単位で表された放射能の量の合計（核分裂性物質にあつては、グラム単位又はその倍数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でもよい。）、オーバーパック又はコンテナの分類（第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか及び臨界安全指数標識の貼付。）、オーバーパック又はコンテナの輸送指数及び臨界安全指数、オーバーパック又はコンテナに係る承認番号（特別措置に係る承認番号等）、その他必要な事項）
 - 13) 運搬物が専用積載で運搬されなければならない場合には、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT（専用積載による運搬）」の文字
 - 14) LSA-II、LSA-III、SCO-I及びSCO-IIについては、 A_2 値の倍数で示した全放射エネルギー。ただし、 A_2 値が無制限である核燃料物質については、 A_2 値の倍数をゼロとすること。
 - 15) 運搬方法（運搬車両、積付け方法等）に関すること。
 - 16) 運搬経路に関すること。
 - 17) 運搬関係者（荷送人、荷受人、運送人等）の氏名等
 - 18) 運搬中（又は駐車中（道路輸送に限る。））の見張人に関すること。
 - 19) 輸送物の受渡し地点及びその予定時刻
 - 20) 運搬中の連絡通報に関すること及び緊急時における当該運搬物に必要な措置
当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明がなされ、かつ、保安のために必要な内容については、輸送物引き渡しまでに荷受人にも提供されるものであること。
荷送人及び運送人は、当該書類の写し（電子情報として保存されている場合にあつては、印刷物として複製可能であるものに限る。）を1年間保管すること。
- (ロ) L型輸送物（防護対象特定核燃料物質が収納されているものを除く。）を運搬する場合には、当該輸送物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行するよう努めること。
- (ハ) 防護対象特定核燃料物質を運搬する場合に携行しなければならない書類は、あらかじめ荷送人、荷受人及び運送人の間で、協議及び調整を行った上で作成すること。この場合において、次の事項について配慮すること。

- 1) 他の輸送手段と一貫して運搬する場合にあっては、特別の事由がある場合を除き、全体の輸送時間、積替回数及び積替時間が最小となるようにすること。
- 2) 運搬経路の選定に当たっては、特別な事由がある場合を除き、自然災害等による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過するようにすること。さらに道路輸送にあっては、緊急時における代替経路を考慮しておくこと。
- 3) 道路輸送中において、積替えを予定しないこと。
- 4) 定期的に毎月同一日時に輸送する等の反復継続する輸送は、避けるよう努めること。

(12) 規則第15条関係

核燃料輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して通行の安全を確保するための規定である。本規則の実施に当たっては、次によること。

(イ) BM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬する場合にあっては、「危険物の規制に関する規則」(昭和34年総理府令第55号)第47条の2の規定に準ずること。

(ロ) 核燃料輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年2月9日労働省告示第7号)」に準拠すること。

なお、核燃料輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(13) 規則第16条関係

「関係者以外の者が当該核燃料輸送物に近づくことを防止する措置」とは、次に掲げるいずれかの措置とする。

(イ) 見張人の配置又は十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラ等により当該核燃料輸送物等を監視し、関係者以外の者が近づいた場合は注意を呼びかけること。

(ロ) 非開放型のコンテナ又は非開放型車両に施錠して運搬すること。

(14) 規則第16条の4関係

教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。

(15) 規則第17条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ) 原子炉等規制法第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

(ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者

(ハ) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。)第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者

(ニ) 放射性同位元素等規制法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者

(ホ) 核燃料物質の取扱いに関し、(イ)から(ニ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(16) 規則第17条の2第1項関係

(イ) 運搬開始前に施錠、封印等に異常がないことを点検すること。

(ロ) 安全性配慮の優先事項がない限り、核燃料輸送物等(防護対象特定核燃料物質が収納されているものに限る。)は、施錠及び封印を行った有がい車両(バン型自動車、有がい貨物車又は有がい貨物車と同等の措置を講じた車両をいう。以下同じ。)に積載し運搬すること。

コンテナの中に収納して運搬する場合には、当該コンテナは非開放型の構造のものであり、かつ、施錠及び封印を行い運搬すること。ただし、当該コンテナに収納され

ている核燃料輸送物（防護対象特定核燃料物質が収納されているものに限る。）の防護のため、施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

なお、当該核燃料輸送物の取扱単位毎の重量が2,000キログラムを超える場合は、開放型のコンテナ又は無がい車両（開放型の車両をいう。以下同じ。）により運搬することができる。

- (ハ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合にあっては、(イ)及び(ロ)に定める措置のほか、次の措置を講じること。
 - 1) 有がい車両又は非開放型のコンテナに施す施錠は異なる鍵を有した複数の者による解錠が必要となる機構であること。
 - 2) 開放型のコンテナ又は無がい車両により運搬する場合にあっては追加の防護措置を講じること。
- (17) 規則第17条の2第2項関係
特定核燃料輸送物等を運搬する場合には、専用積載とすること。
- (18) 規則第17条の2第3項関係
道路輸送中において令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する車両の盗取が行われるおそれがあり、又は行われたときにおいて、当該車両の盗取を防止するための措置を講じること。
- (19) 規則第17条の2第4項関係
「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、運搬統括責任者及び運搬実施責任者については、2.(20)を参照のこと。
 - (イ) 道路輸送の場合
 - 1) 運搬する車両及び伴走車両ごとに相互に連絡通報を行うことができる通信設備を設けること。
 - 2) 運搬中、運搬統括責任者が電話等により、運搬実施責任者から連絡を受ける場所（以下「指定連絡場所」という。）を指定すること。なお、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合の指定連絡場所は、規則第17条の2第11項でいう妨害破壊行為等の脅威の存在下でその機能が維持出来るよう、見張人による出入り管理等が厳重に実施された場所に設置すること。
 - 3) 指定連絡場所へ連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定めること。
 - 4) 令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合は、運搬する車両、伴走車両及び指定連絡場所間の通信に盗聴が防止された複数の種類の異なる通信設備を設けること。また、これらの通信設備は運搬する車両及び伴走車両の複数の車両に分散して設置すること。ただし、特別な事由があり複数の通信設備を設置することが困難な場合は、同等な代替措置とすることができる。
 - (ロ) 鉄道輸送の場合
 - 1) 指定連絡場所を指定すること。
 - 2) 指定連絡場所へ連絡を行うべき予定停車駅（以下「予定連絡停車駅」という。）を定めること。
- (20) 規則第17条の2第5項関係
 - (イ) 運搬統括責任者及び見張人又は運搬実施責任者及び見張人は、運搬開始前に運搬車両を検査すること。
 - (ロ) 運搬実施責任者及び見張人は、(イ)に定める措置の他、次の措置を講じること。
 - 1) 道路輸送中において、伴走車両に添乗する等により運搬車両に随行すること。
 - 2) 鉄道輸送中においては、輸送物を積載した車両又はその直前若しくは直後の車両に添乗すること。

- (ハ) 運搬実施責任者は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。
- 1) 規則第14条に定める「書類」を携帯すること。
 - 2) 道路輸送中においては、2.(18)(イ)3)の連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。
 - 3) 鉄道輸送中においては、予定連絡停車駅において指定連絡場所へ連絡を行うこと。
- (ニ) 見張人は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。
- 1) 他の輸送手段への積替え及び他の積荷の積替え時には、輸送物を連続的に監視するか施錠、封印等を頻繁に点検すること。
 - 2) 道路輸送中においては、積載車両を連続的に監視すること。
 - 3) 道路輸送中の駐車時及び停車時においては、輸送物又はコンテナを連続的に監視すること。ただし、積載車両が有がい車両である場合は、当該有がい車両を監視すること。
 - 4) 鉄道輸送中の停車時においては、輸送物又は施錠、封印等を点検すること。
- (ホ) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で特定核燃料物質の保安及び防護のため必要な措置を行うこと。
- (ヘ) 核燃料輸送物等の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合は、運搬実施責任者又は見張人が運搬統括責任者へ通報すること。

(21) 規則第17条の2第6項関係

「運搬責任者」に相当する者として、運搬統括責任者及び運搬実施責任者を任ずるものとする。この場合において、運搬統括責任者は、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。

また、運搬実施責任者は、運搬統括責任者の命に従い、当該運搬に同行し、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な監督及び連絡を行うため、当該運搬に従事する者に対して必要な指示を行うことができる監督的地位にある者のうちから選任すること。

(22) 規則第17条の2第7項関係

(イ) 妨害破壊行為等に迅速に対応するため、治安当局とあらかじめ打ち合わせを行った上で、次の事項に考慮した緊急時対応計画を作成すること。

- 1) 妨害破壊行為等の未然防止のために必要な事項
- 2) 応急措置の実施のために必要な事項
- 3) 被害拡大防止のために必要な事項
- 4) 緊急時対応措置を確実に実施するための運搬従事者に対する教育及び訓練

(ロ) 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を継続して適切に維持するため、次の事項を考慮した計画を作成すること。ただし、これらの事項が記載された文書が既に作成されている場合には、当該文書をもって、これに代えることができる。

- 1) 核セキュリティ文化の醸成（経営責任者の関与を含む）に関すること。
- 2) 品質保証に関すること。
- 3) 持続可能性プログラムに関すること。

(23) 規則第17条の2第8項関係

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項の取扱いについては、「防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて」（平成20年12月22日20文科科第919号、平成20・10・07原院第3号、国総技第84号）を踏まえ適切に管理すること。

(24) 規則第17条の2第10項（告示第11条の5）関係

告示第11条の5に定める規則第17条の2第8項第9号に掲げる特定核燃料物質の防

護に関する秘密は、輸送経路の詳細情報（区間、キロ程、路線名、所要時間等）に限るものとする。

(25) 規則第17条の2第10項関係

- (イ) 規則第17条の2第10項第1号の規定による確認（以下「個人の信頼性確認」という。）に関し、次の事項を考慮した実施方法を定めること。
- 1) 個人の信頼性確認の体制に関する事項
個人の信頼性確認に係る組織並びに信頼性確認責任者（特定核燃料物質の防護に関して知識及び経験を有し、かつ、管理的又は監督的地位にある者で、個人の信頼性確認を統括的に管理する者）及び信頼性確認実施者（信頼性確認責任者の下で、個人の信頼性確認の実務を行う者）の職務に関する事項を記載すること。
 - 2) 個人の信頼性確認のための調査に関する事項
核車則第17条の2第10項第1号イ、ロに規定する調査の方法等を記載すること。
 - 3) 個人の信頼性確認のために入手した個人情報の取扱いに関する事項
個人情報の利用目的、保管・管理、第三者提供及び開示その他の必要な事項を記載すること。
 - 4) 個人の信頼性確認の判断基準に関する事項
個人の信頼性確認を実施する際の判断基準に関する事項を記載すること。
 - 5) 個人の信頼性確認の結果の通知及び苦情の申出に関する事項
個人の信頼性確認の結果（否認の場合を含む。）を対象者へ通知する方法、対象者から苦情の申出があった場合の対応体制等に関する事項を記載すること。
 - 6) 個人の信頼性確認の結果の管理に関する事項
個人の信頼性確認の結果の記録とその保存に関する事項を記載すること。
- (ロ) 個人の信頼性確認の結果については、対象者に通知すること。
- (ハ) 個人の信頼性確認の結果及び対象者への通知の状況を記録するとともに、当該確認を行った日から5年間は保存すること。
- (ニ) 運搬統括責任者は、規則第17条の2第9項に規定する特定核燃料輸送物等の運搬計画を策定する際には、当該運搬に従事する者が特定核物質防護秘密保有者の指定又は業務上近づき得る者の指定を受けていることを検証すること。
- (ホ) 運搬実施責任者は、規則第17条の2第9項に規定する特定核燃料輸送物等を運搬するときは、当該運搬に従事する者が業務上近づき得る者として指定を受けていることを検証すること。

(26) 規則第17条の2第11項関係

妨害破壊行為等の脅威に対応しなければならない核燃料輸送物等を運搬する場合には、その運搬に先立ち必要に応じ講じる防護措置について、別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課と十分な時間的余裕をもって打ち合わせを行うこと。

(27) 規則第19条関係

- (イ) 第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該核燃料輸送物、オーバーパック、コンテナ又はタンク（以下「運搬物」という。）に近づくことを防止する措置」とは、有がい車両の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で覆い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の措置をいう。この場合において、当該ケージの表面は車両表面とみなす。
- (ロ) 第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、発地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取卸し、運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。

3. 核燃料輸送物の運搬の確認申請等

規則第20条に規定する核燃料物質等を運搬しようとする場合は、次の要領で原子炉等規制法第59条第2項に規定する国土交通大臣の確認を受けること。

- (1) 第1号様式による核燃料輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

原則として申請者は、荷送人と運送人との連名によるものとする。ただし荷送人と当該輸送物についての責任を有する者とが異なる場合、当該輸送物についての責任を有する者も申請者とする。

- (2) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

4. 特別措置運搬承認申請

規則第19条第1項から第3項までの規定に基づき、核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等を運搬しようとする場合は、第2号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記 載 事 項	記 載 要 領 等
<p>1. 運搬の目的</p> <p>2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（規則第19条第1項の規定に基づく承認申請のみ）</p> <p>3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、規則第19条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（規則第19条第2項の規定に基づく承認申請のみ）</p> <p>4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬する場合には、規則第19条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（規則第19条第3項の規定に基づく承認申請のみ）</p> <p>5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所</p> <p>6. 運送人の氏名又は名称及び住所</p> <p>7. 予定運搬日時</p> <p>8. 予定運搬経路</p> <p> (1) 発地、着地、経路及び距離</p> <p> (2) その他</p> <p>9. 運搬しようとする核燃料輸送物</p>	<p>○ 運搬する核燃料物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。</p> <p>○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ (2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。また、<u>特別の事由がある場合を除き、道路輸送にあっては緊急時における代替経路図についても添付すること。</u></p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「核燃料輸送物」とあるのは「核燃料</p>

<p>(1) 核燃料輸送物の型式又は名称及び主要諸元</p> <p>(2) 核燃料輸送物の種類</p> <p>(3) 収納する核燃料物質等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(4) 核燃料輸送物の輸送制限個数（核分裂性輸送物のみ）</p> <p>(5) 核燃料輸送物の線量当量率</p> <p>(6) 核燃料輸送物の輸送指数及び臨界安全指数</p> <p>(7) 核燃料輸送物に貼付する標識及び行う表示</p> <p>(8) 核燃料輸送物の個数</p> <p>(9) 核燃料輸送物の基準適合状況</p>	<p>物質等、核燃料輸送物又は低比放射性物質等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、IP-1、IP-2、IP-3、A、BM又はBU型輸送物（核分裂性輸送物）のように記載すること。また、核燃料輸送物に防護対象特定核燃料物質が収納されている場合には、運搬の取決めに関する規則（平成12年総理府令第12号）第2条の申請の際記載する、運搬される特定核燃料物質の区分（区分Ⅰ、区分Ⅱ又は区分Ⅲ）を併記すること。</p> <p>○ (3)については、核燃料輸送物ごとに記載し、性状については、物理的、化学的狀態を記載すること。また、収納する核燃料物質等が汚染物である場合には、LSA-Ⅱ、LSA-Ⅲ、SCO-Ⅰ又はSCO-Ⅱの区分及びA₂値の倍数で示した運搬物の全放射能エネルギーも記載すること。</p> <p>○ (5)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (7)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか及び臨界安全指数標識の貼付の有無、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B (M)」、「BU型」、「TYPE B (U)」、「IP-1型」、「TYPE IP-1」、「IP-2型」、「TYPE IP-2」、「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (9)については、原子力規制委員会の運搬確認証の番号及び輸送容器の登録番号を記載し、当該確認証の写しを添付すること。</p> <p>原子力規制委員会の運搬確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。</p>
---	--

<p>(10) 核燃料輸送物取扱上の注意事項</p> <p>(11) 核燃料輸送物の外観図及び構造図</p> <p>10. <u>運搬しようとする特定核燃料物質の種類、総量等</u></p> <p>11. オーバーパックの概要</p> <p>(1) オーバーパックの名称及び主要諸元</p> <p>(2) 収納し、又は包装する核燃料輸送物の型式又は名称、個数及びオーバーパックへの収納又は包装の方法</p> <p>(3) オーバーパックの線量当量率</p> <p>(4) オーバーパックの輸送指数及び臨界安全指数</p> <p>(5) オーバーパックに貼付する標識</p> <p>(6) オーバーパックの個数</p> <p>(7) オーバーパックの外観図</p> <p>12. コンテナの概要</p> <p>(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する核燃料輸送物及びオーバーパックの型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法</p> <p>(3) コンテナの線量当量率</p> <p>(4) コンテナの輸送指数及び臨界安全指数</p> <p>(5) コンテナに貼付する標識</p>	<p>○ (11)の外観図は、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ <u>プルトニウムにあってはプルトニウム238の同位体濃度を、ウランにあっては濃縮度を、使用済燃料にあっては吸収線量率が1グレイ毎時を超えるかどうかを併記すること。</u></p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、オーバーパックごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのかを記載し、臨界安全指数標識の貼付の有無についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)の「核燃料輸送物及びオーバーパック」を「核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、コンテナごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのかが及びコンテナ標識並びに臨界安全指数標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場</p>
--	---

<p>(6) コンテナの個数</p> <p>(7) コンテナの外観図</p> <p>(8) <u>コンテナの施錠、封印等</u></p>	<p>合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ <u>(8)については、施錠及び封印又はこれと同等以上の措置に係る詳細図を添付すること。</u></p>
<p>13. タンクの概要</p> <p>(1) タンクの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する低比放射性物質等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(3) タンクの線量当量率</p> <p>(4) タンクの輸送指数及び臨界安全指数</p> <p>(5) タンクに貼付する標識</p> <p>(6) タンクの個数</p> <p>(7) タンクの外観図</p>	<p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、タンクごとに記載すること。名称については、LSA-I又はSCO-Iの区分も記載し、性状については、物理的、化学的性状を記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのか及びコンテナ標識並びに臨界安全指数標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>
<p>14. 車両及び積載方法</p> <p>(1) 車両の概要</p> <p>(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法</p> <p>(3) 車両の線量当量率</p>	<p>○ (1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。また、自動車検査証記録事項の写し(紙媒体の自動車検査証の場合にあっては、自動車検査証の写し)を添付すること。</p> <p>○ (2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p>

<p>(4) 車両に貼付する標識</p> <p>(5) 車両に積載する核燃料輸送物、オーバーパック、コンテナ及びタンクの型式又は名称、個数並びに輸送指数及び臨界安全指数のそれぞれの合計値</p>	<p>○ (4)については、車両標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (5)については、車両ごとに記載すること。</p>
<p>15. 運搬実施体制</p>	
<p>(1) 運搬統括責任者、運搬実施責任者、<u>見張人</u>、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p>	<p>○ (1)において運搬統括責任者については職名、氏名及び連絡先を、運搬実施責任者については職名及び氏名を、<u>見張人については人数を</u>、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、規則第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</p>
<p>(2) 放射線管理要領</p>	<p>○ (2)については、車両、核燃料輸送物、コンテナ等の線量当量率の管理、線量当量率、測定機器、保護具等について記載すること。</p>
<p>(3) 被ばく管理要領（規則第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ）</p>	<p>○ (3)については、運搬従事者の被ばく線量の測定、記録等の体制、その他被ばく管理に係る必要な事項を記載すること。</p>
<p>(4) 運搬要領</p>	<p>○ (4)については、運搬時における駐車要領、<u>監視及び点検要領</u>、踏切通過要領、団体時の隊列による運行体制等を記載すること。</p>
<p>(5) <u>連絡体制</u></p>	<p>○ <u>(5)については、通信設備、指定連絡場所、連絡をすべき時間間隔又は場所等を記載すること。</u></p>
<p>(6) 荷役作業要領</p>	<p>○ (6)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。</p>
<p>(7) 事故時の措置</p>	<p>○ (7)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。</p>
<p>16. 放射線防護計画</p>	<p>○ 放射線防護計画の内容、その他必要な事項を記載すること。</p>
<p>17. 教育及び訓練</p>	<p>○ 運搬従事者に対する教育及び訓練の内容、その他必要な事項を記載すること。</p>
<p>18. 緊急時対応計画</p>	<p>○ 緊急時対応の概要を記載すること。</p> <p>○ 防護の措置を継続して適切に維持するための取り組みについて、概要を記載すること。</p>

19. 情報管理	○ 情報の管理方法を記載すること。 なお、申請各社が別途定める情報管理方法を記載した書類等を添付することにより、この記載に変えることができる。
20. 個人の信頼性確認（規則第17条の2第10項の規定の適用を受ける場合に限る。）	○ 特定核物質防護秘密保有者の指定又は業務上近づき得る者の指定を受けていることの検証方法の概要を記載すること。
21. 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等	○ 規則第17条の2第11項に定める核燃料輸送物等を運搬する場合には、同条に規定する国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し講じた必要な措置の詳細について記載した書類を添付すること。
22. その他	○ 運搬する核燃料物質等が本邦外を運搬されるものである場合には、取扱要領本文2.(11)に掲げる携行書類の記載事項（以下「携行書類の記載事項」という。）のうち、1) から4) までの事項及び当該核燃料物質等が専用積載で運搬されなければならないものである場合には、携行書類の記載事項のうち、13) の事項についても記載すること。ただし、1. から15. までの記載事項の内容に含まれていない場合に限る。

備考

1. 用紙は、日本産業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。
2. 下線を付した事項については、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。

別表第2 申請先

区 分	所 管 課
(1) 当該運搬が鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車によってなされる場合	鉄道局安全監理官
(2) 当該運搬が自動車若しくは軽車両によってなされる場合	物流・自動車局車両基準・国際課

第1号様式（核燃料輸送物運搬確認申請書）

核燃料輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。

国土交通大臣 殿

文書番号
年 月 日
申請者の氏名
又は名称
住 所
連 絡 先

別添の運搬計画書に記載する核燃料輸送物の運搬につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項の確認をして戴きたく申請いたします。

第2号様式（特別措置運搬承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

国土交通大臣 殿

文書番号
年 月 日
申請者の氏名
又は名称
住 所
連 絡 先

核燃料物質等車両運搬規則第19条第1項の規定に基づき、下記の核燃料物質等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請文中「第19条第1項」は、当該申請が規則第19条第2項に基づく場合には、「第19条第2項」と、当該申請が規則第19条第3項に基づく場合には、「第19条第3項」と、第19条第1項及び第3項に基づく場合には、「第19条第1項及び第3項」等と書き換えること。